（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商業登記規則」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を加え、「第三十七条」を「第三十六条の三」に改め、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表第一名称区の項及び別表第二名称区の項中「組合の名称」を「会社法人等番号　組合の名称　」に改める。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。

別表商号区の項中「商号　商号譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　商号　商号譲渡人の債務に関する免責」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第六条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商業登記規則」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表名称区の項中「限定責任信託の名称」を「会社法人等番号　限定責任信託の名称」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と」を加え、「（平成十八年法律第四十八号）」を削る。

別表第一名称区の項及び別表第二名称区の項中「名称　名称譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　名称　名称譲渡人の債務に関する免責」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた商号の譲渡による変更の登記の申請又は商号の相続による変更の登記の申請に係る登記に関する手続については、第一条の規定による改正後の商業登記規則第五十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。